

鶏油

第151号
2021年 秋号

家畜衛生情報

鳥インフルエンザの発生防止対策

鶏舎周囲の消石灰散布



野生動物侵入防止のネット設置(鶏舎)



降車時のブーツカバー着用



野生動物侵入防止のネット設置(堆肥舎)

県南家畜保健衛生所
(長崎県島原振興局農林水産部 衛生課、防疫課)

〒859-1415 長崎県島原市有明町大三東戊908-1
TEL (0957)68-1177 (休日、夜間も転送電話対応)
FAX (0957)68-2056
Eメールアドレス s11340@pref.nagasaki.lg.jp

県南家畜保健衛生所 長崎県

検索

【QRコード】



家畜伝染病予防法施行規則の一部改正 特定家畜伝染病防疫指針・手引きの改定について (10月1日大臣公表)

家畜の伝染性疾病の発生予防やまん延防止について、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要のある家畜伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関等が連携して取り組む発生及びまん延防止等の措置を講ずるための指針を作成しています。今回、特定家畜伝染病防疫指針、飼養衛生管理基準、飼養衛生管理指導等指針等の見直しが行われ10月1日に公表されました。

特に大規模飼養者の皆様におかれましてはこれまで以上に責務が増大することとなりますが、ご理解ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

主な内容は下記のとおりです。

1) 大規模所有者が講ずる措置

- ・ 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること。
- ・ 大規模のうち特に家畜の頭数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画（焼却又は埋却の実施等を含む）を策定すること。

【対応計画に含むべき内容】

- ① 防疫措置を行う農場内の動線図
- ② 防疫措置完了までに必要な農場内で防疫作業に当たる人員
- ③ 防疫措置完了までに必要な農場内で使用する資材
- ④ 家畜の死体の処理方法
(焼却又は埋却の具体的な段取り、土地利用に関する周辺住民への説明)

【作成期限】

- ① 採卵鶏 50 万羽以上及び肉用鶏 20 万羽以上（期限：令和3年10月1日）
- ② 採卵鶏 20 万羽以上 50 万羽未満（期限：令和4年10月1日）
- ③ 豚 1 万頭以上（期限：令和5年4月1日）

※該当する農場が所在しない都道府県においては、同畜種より小さい飼養規模の農場を対象とし、指導を進める。

2) 埋却等に備えた措置

- ・ 原則、埋却又は焼却施設を確保すること。ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県が求める取組を行うことをもって、埋却地等の確保に代えることができる。

3) 家伝法に基づく指導及び助言後の改善期限

- ・ 改善すべき期限：指導書を交付した日から1週間以内
- ※まん延防止措置として実施する緊急の勧告及び命令の実施後に、改善したことを確認する期間は、原則としてそれぞれ1週間及び3日間

4) 補助事業について

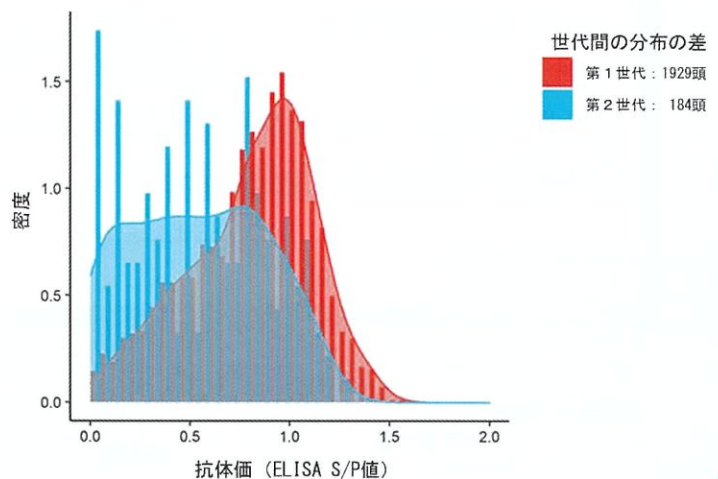
国及び都道府県は、畜産事業者に対する補助事業・制度資金を措置するに当たり、事業の性質を踏まえた上で、飼養衛生管理基準の遵守に係るクロスコンプライアンスの導入を推進する。特に、規模拡大を行う畜産事業者に対する埋却地等の確保が確実に図られるよう取り組む。

豚熱ワクチン接種農場での発生状況

令和元年10月から、ワクチン接種推奨地域の飼養豚に豚熱のワクチン接種がなされていますが、ワクチン接種農場での発生が散発的に確認されています。これについて、農林水産省が行ったワクチン接種後の免疫状況に関する調査結果が、令和3年6月30日付けで公表されました。

本報告によると、初回接種で初めて免疫された母豚（第1世代）については、多くの個体で高い抗体価が誘導されたことが確認されました。一方、この第1世代から出生し母豚となった個体（第2世代）については、抗体価がバラつく傾向にあり、抗体価の低い個体も一定割合認められました。この影響で、第1世代の産子と比較して、第2世代の産子では移行抗体のバラツキが大きくなり、移行抗体が早く消失する個体が多くなっています。ワクチンの初回接種から時間が経過し、第2世代の母豚の増加に伴い、当初接種適期とされた50～60日齢よりも早い時期に移行抗体が消失する個体の割合が多くなり、離乳豚舎では抗体を持たない個体が増えることとなります。そこに豚熱ウイルスが侵入したことで、ワクチン接種農場での発生につながったと考えられます。

ワクチンの接種適期については、現在継続して調査がなされているところですが、ワクチンは万一農場にウイルスが侵入した際の保険と考えましょう。防疫の基本は病原体の侵入防止対策ですので、まだ豚熱が九州に侵入していない今のうちに、日頃からの飼養衛生管理状況の点検と徹底をお願いします。



鳥インフルエンザ防疫演習を実施しました



10月11、13日に、「令和3年度島原半島地域高病原性鳥インフルエンザ防疫演習」を島原振興局において開催しました。

この演習は、管内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に備え、防疫作業が円滑に実施できるよう、作業内容について関係者の理解を深めてもらうとともに、防疫マニュアルの検証を行うことを目的として実施しています。

11日には、異常通報から防疫作業開始までの連絡体制の確認等の机上演習。13日には、発生農場での防疫作業の研修会、防疫服着脱等、防疫拠点作業及び捕鳥等の農場作業の実地演習を行いました。

今回の演習により、防疫マニュアルがより実用性の高いものとなるよう改訂し、万一の発生に備えていきます。

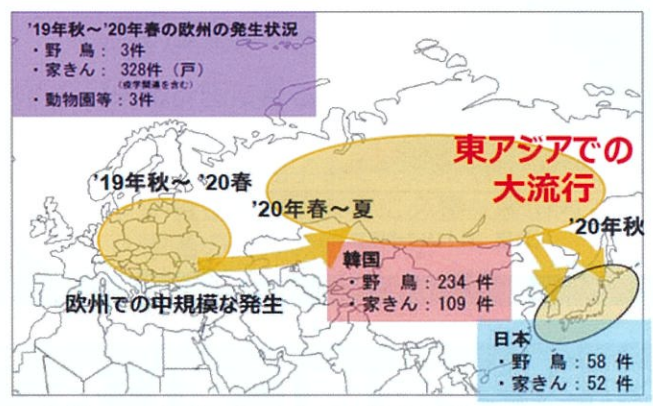


高病原性鳥インフルエンザが大流行する兆しがあります

昨シーズンは、高病原性鳥インフルエンザが家きんで18県52事例確認され、過去最大の被害となりました。欧州で一昨年に流行したウイルスが渡り鳥とともに営巣地を經由し、日本に侵入したと考えられ、欧州での発生と、翌年の日本での発生には関連性があります。

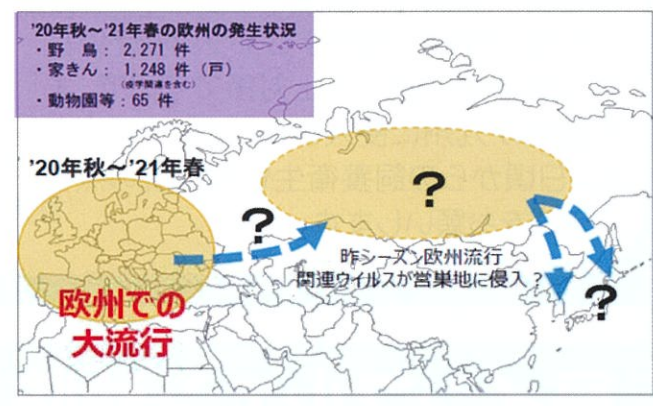
昨シーズンは欧州でも大流行が発生しており、ウイルスが夏季にシベリアなどの北方の営巣地で渡り鳥に広がり、毎年10月以降、日本に飛来しています。今シーズンも既に韓国で2例、捕獲野鳥や野鳥糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されています。既に渡り鳥も飛来しており、今冬もわが国への高病原性ウイルスの侵入リスクは非常に高いと考えられます。

韓国における野鳥からの高病原性鳥インフルエンザウイルスの分離事例 (2021年10月以降)



'19年秋～'21年春におけるHPAI(H5N8亜型)の発生状況

※ 農研機構プレスリリース(研究成果)大陸を渡ったH5N8亜型高病原性鳥インフルエンザウイルス 2020/11/25をもとに農林水産省において作成



'21年秋～'22年春において、侵入リスク大?

雨による家畜排せつ物の流出事例に

ご注意を!!

近年、集中豪雨や台風等による被害が相次いで発生しており、また、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しています。家畜排せつ物の管理におきましても、大雨によるパドックや堆肥舎からの汚水流出事例が発生しています。

飼養者の皆様におかれましては、雨天前にパドック等の糞便を堆肥舎へ運ぶとともに、糞尿・堆肥が一部、畜舎や堆肥舎外へ露出し、糞尿・堆肥に雨があたり流出する恐れがないかご確認の徹底をよろしくお願いいたします。



堆肥舎から露出した堆肥の雨による流出

鳥インフルエンザの発生防止に万全な備えを!

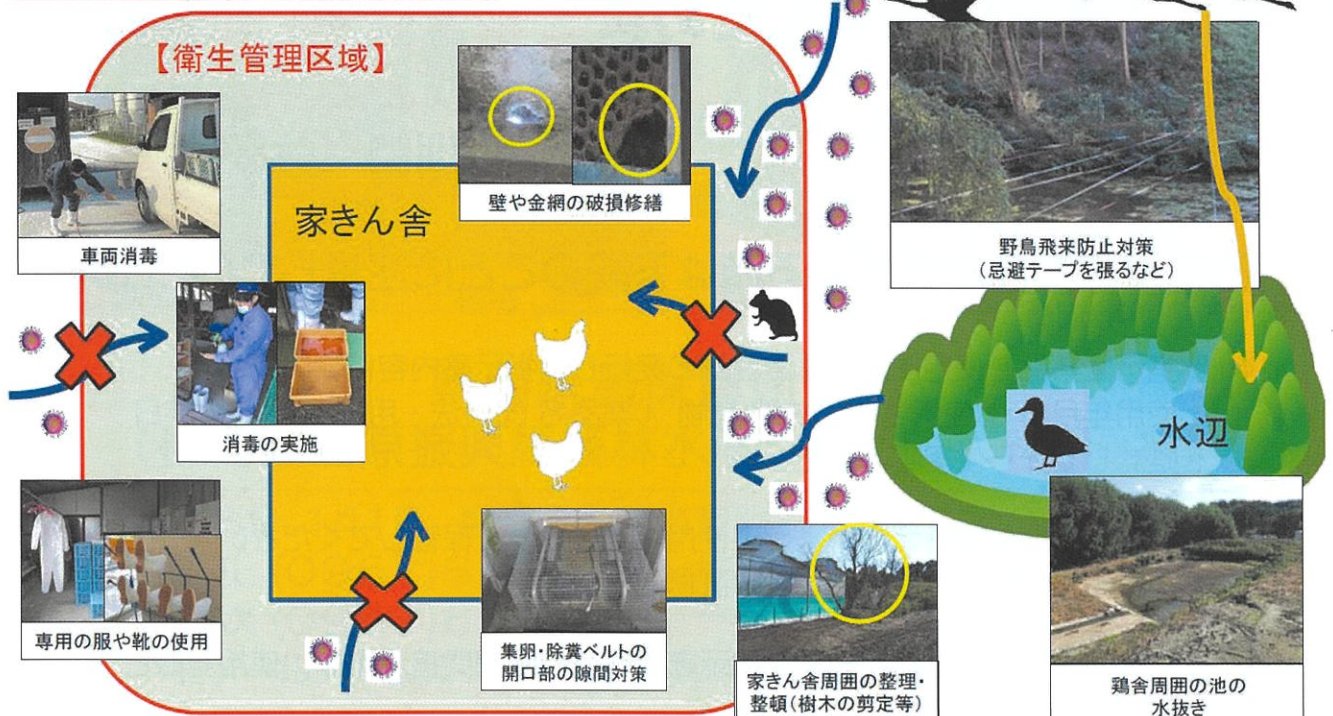
～飼養衛生管理基準を遵守しましょう～

殺処分数約 987 万羽とこれまでにない規模となった昨シーズンの国内での高病原性鳥インフルエンザ発生を踏まえ、今シーズンの発生及びまん延防止対策徹底のため、農林水産省から以下の防疫対策の徹底が提言されています。

- 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- 家きん舎毎の専用の靴の設置及び使用
- 野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ネズミ及び害虫の駆除

養鶏農家を含む畜産関係者の皆様方におかれましては、上記7項目や下図の予防対策の重要ポイントを参考に、飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、ウイルス侵入防止に万全を期していただくようお願いします。また、特定症状（通例の2倍以上の死亡や、チアノーゼ等の症状）を確認した際は、早期通報の徹底をお願いいたします。

予防対策の重要ポイント



供卵牛の結核検査が変更されました

平成30年度から3か年間に実施された全国的なサーベイランスの結果、国内における結核の清浄性が確認されました。

このため、家畜伝染病予防法施行規則の一部が改正され、これまで家畜体内受精卵の採取の用に供する雌牛に実施してきた結核検査について、令和3年8月2日以降、細密検査（ツベルクリン）は実施せず、典型的な臨床症状を示していないかを確認する検査になりました。今後、家畜体内受精卵を採取する雌畜についての獣医師の診断時には、衰弱、食欲不振、発咳、消瘦、栄養不良、被毛の光沢喪失等の典型的な症状を示していないか、検査をお願いします。

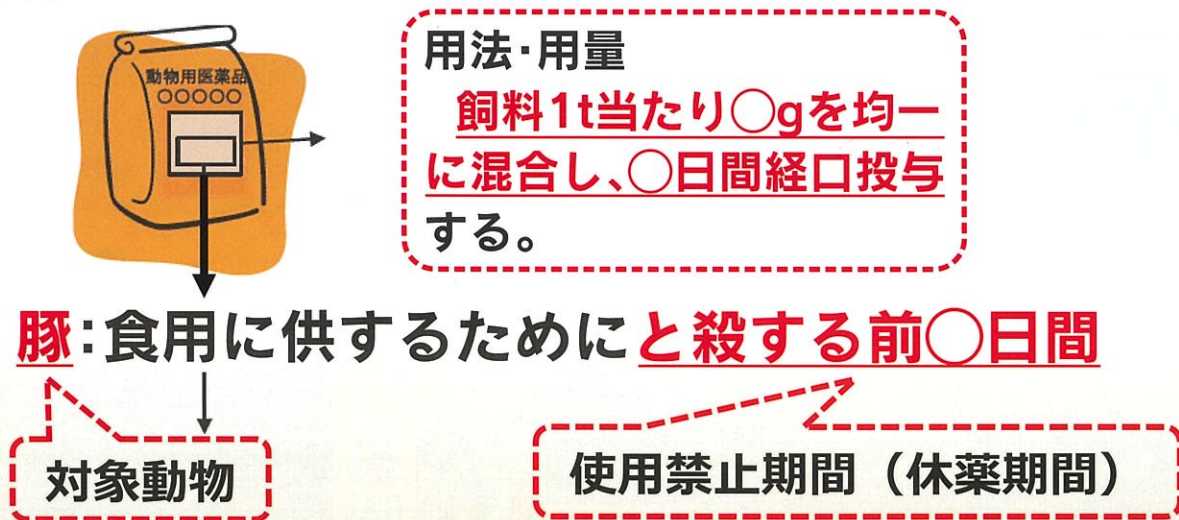


動物用医薬品は正しく使いましょう

抗菌剤、駆虫薬などは、使い方、使用量、使用禁止期間（休薬期間）などの**使用基準を守って使用**しなければいけません。

使用基準を守らないと・・・

出荷した乳・肉・卵・蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、**回収や廃棄の対象**となります。



動物用医薬品を使用する時は下記のことにご注意してください

- ◆ 要指示医薬品を使用する際は獣医師の発行した指示書内容に従い、①使用年月日 ②使用場所 ③対象動物 ④薬品名 ⑤用法・用量 ⑥出荷可能日を確認してから使用してください。
- ◆ 使用禁止期間を間違えないように使用記録を付けて保管してください。医薬品の使用に問題がないことの証拠になります。
- ◆ 獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書は、使用記録と一緒に保管してください。